

第39回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成22年1月29日(金)
午後2時00分～4時10分
文部科学省16F特別会議室

〔出席者〕

(委員) 前田主査, 林副主査, 足立, 阿辻, 内田, 沖森, 金武, 笹原, 高木, 武元,
出久根, 納屋, 濱田, 松村, 邑上, やすみ各委員(計16名)
(文部科学省・文化庁) 清木文化部長, 匂坂国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第38回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)
- 2 意見募集で寄せられた「意見の概要」
- 3 意見募集における意見の内容一覧(音訓関係, 字体関係, その他)

〔参考資料〕

- 1 「改定常用漢字表」に関する試案
- 2 「改定常用漢字表」に関する試案」に対する意見

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 事務局から配布資料3の説明があり, その後, 「音訓関係」について, 「字体関係」について, 「その他」の順に意見交換を行った。
- 4 今期最後の漢字小委員会ということで, 文化部長からあいさつがあった。
- 5 次回の漢字小委員会については, 来期になることもあり, 改めて事務局から連絡することとされた。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○前田主査

配布資料3について, 事務局から説明をしていただきましたが, これについての質問, 疑問の点がありましたら, おっしゃっていただければと思います。どなたかございませんでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは, 特に質問がございませんようですので, 先に進みたいと思います。ただ今の事務局の御説明を受けまして, 協議に入ります。協議の進め方ですけれども, 項目ごとに「音訓関係について」, 「字体関係について」, 「その他」の順に, 前回同様自由な御意見を頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

これも前回と同じことですが, 音訓関係で申しますと, 音訓の追加・削除ということが最初に問題になるかと思えます。追加すべき音訓について先ほど御説明いただきましたように, 番号を付しまして一覧表になっておりますが, その中で何か御意見がございましたらおっしゃっていただければと思います。何か御意見ございませんでしょうか。

○武元委員

子供の学習の際の負担ということからしますと、一面で問題があるとは思いますが、字種として採用する以上は、漢字の意味理解という観点からしまして、音訓はできるだけセットになっている方が良いと思います。とりわけ、これは意見としても出されておりますけれども、訓は意味の理解に大いに役立つものでありますし、可能な限り与えられている方が私は良いのではないかと思います。ただし、氏原主任国語調査官からもお話がございましたように、従来からある漢字との関係で同訓の使い分けが難しいというものについては、当然配慮しなければならないと思います。

そのような観点からしますと、新たに採用しようとしている漢字の中では、この意見の中にございますけれども、「挫（くじく）」であるとか「凄（すごい）」であるとか、それから「喩（たとえる）」、これは「例（たとえる）」が問題じゃないかと思っておりますが、「喩」に「たとえる」はあった方がいいんじゃないかと思っております。それから、「捻（ひねる）」、「撓（はかどる）」、「剝（はげる・はがす・はぐ）」、これらは入っていた方が良いのではないかと思います。

○林副主査

この分厚い、参考資料2の冊子、これが今度の2回目の意見募集のすべてで、寄せられた意見を網羅してございます。今日伺った御意見を基に、この席で御意見のなかった点につきましても、この冊子全体を再度見直して、漢字ワーキンググループの案を作って次回御検討いただくという、そういう流れでございます。ここで御意見が出なかったものについては、寄せられた意見が消えちゃうということではございません。結果はどうなるかは別にしまして、御意見が出なかった点につきましても、漢字ワーキンググループで一通り検討してみるつもりではおります。

ただ、この委員会で、御意見をちょうだいしてありますと、そこが焦点になってきますので、是非今の武元委員の御意見のように、何かお感じになるところがあったら御自由に御発言いただきたいと思っております。

○阿辻委員

今の林副主査の御発言は誠にもっともと思っておりますが、漢字ワーキンググループで寄せられた意見を検討するとき、委員会全体の趨勢すうせうと言うんでしょうか、流れと言うんでしょうか、多数派というのはどちらなのかということも、私なんかはあらかじめ把握しておきたいという気持ちがございます。

例えば、この配布資料3の11番。「辛しん」という字、香辛料の「辛」であります。これを「つらい」と読むのは比較的よくあるんじゃないか。だけど、一つ下の企画の「企」を「たくらむ」と読むのは、果たして「つらい」ほどに一般的かというふうには、個別具体的な問題があるわけです。

今後なるべく多く採用しろという御意見が大勢なのか、それとも、思い切り絞り込んでいけという御意見が大勢なのか、その辺りをちょっと漢字ワーキンググループとしては、あるいは私個人としてはあらかじめ見極めが与えられている方が楽だなという気がいたします。その辺りについて、全体の御意見を伺っていただけませんか。

○金武委員

おっしゃるように漢字について、代表的な音と訓が一つずつ、あるいは複数あるということは漢字を理解するにはいいと思いますが、問題は、今言われたように本当に読みや

すいかどうかです。つまり、漢字を訓で読む場合には、訓ですから基本的には平仮名でも分かるもので、そこに漢字をあえて使う場合には、読みにくいものであつてはまずいかなという気がします。読みの調査はしていないところで、なかなか判断が難しいと思うんですが、確かに「辛い(つらい)」は読めても「企む(たくらむ)」は読めないんじゃないかという感じはします。

それと、配布資料3の3ページ一番上に新聞常用漢字はすべて追加してほしいという、知っていらっしゃる方かどうか知りませんが、追加してくれという意見、新聞としてはツルの「鶴(カク)」は「鶴首」とか熟語を作る、それから、「虹(にじ)」の場合は「虹彩」という医学用語がありまして、これは漢字を使わざるを得ない。「嵐(ラン)」にしても「青嵐会」というのがかつてありました。ということで新聞としてはこれらを使っております。この前、新聞として独自の読み書き調査を高校生、大学生を中心にやったときには、「柿」の「シ」はほとんど読めなかったということがあつて、こういう難しいものは新聞常用漢字で読みを入れているものでも、使う場合はルビを付けるか、できれば使わない方向で行こうという話合いがありました。結局、易しいか易しくないか、読みやすいか読みにくいかということで判断するより仕方がないのではないかと考えております。

もう一つは、異字同訓があるもので使い分けが難しいものは、やはり今常用漢字にあるものを優先して、新たに追加しない方が混乱は少ないんじゃないかと思えます。

○納屋委員

今、訓を増やす方を問題にされて発言があるんですけども、そうすると、逆に言えば削除の方も結局これは関連すると思えますが…。

○前田主査

はい、そうです。

○納屋委員

当然ですけども個別具体のものというものをやはり考えないと、付けたから、じゃ、よろしいのか、逆に、現在、付いているものから外した方がいいのかということになってきます。

例えば、1ページの22番「想」ですね。「おもう」というのが挙がっているわけなんですけれども、付けた方がいいのかという議論になって、そうすると使い分けの問題とまた絡むということが次々と起こってきます。ここで全部一括でこういう方向でということはちょっと言いにくいと思います。ですから、すべてに訓を付ける、多い方がいいんだとはやっぱり言えないということなんじゃないかと思えます。

○前田主査

こういうふうにして分けて議論をしてきますと、そういう点で、漏れる場合もあるかと思いますが、これは後で議論する時に、また前に振り返って考えることも場合によっては必要かと思えます。一応ここでは今、分類してある形に沿ってやっていくのが能率的だと考えておりますので、そういうふうにすることをお許しいただければと思います。

○濱田委員

この漢字小委員会の最初から、児童・生徒の負担が増えないよという意見が、非常に耳にこびりついているんですね。今回もそういう意見が出ていますけれども、実際の

子供、11歳の子供からの意見で、こういう読み方を入れなきゃいかんのじゃないかと言っている、そうすると、ちょっと分からなくなって…。だから、これは入れて、これは外せということについて言うのは、ここでは大変難しいなと思っています。

○前田主査

その点は常用漢字表の目的がどういうところにあるかというところと、今の子供の問題をどう考えるかというところが問題なわけですね。むしろ全体的な問題にかかわると思うんです。

○林副主査

濱田委員がおっしゃることは、私もそういう感じを持ちまして、全体を見回しますと、小学生とか中学生がすごく詳しい、難しい漢字についてのことを言っていてられているんですよ。そういうのを見ますとなかなか、どういうふうに平均というものを考えていいかということは難しく感じます。

○松村委員

私もこの11歳の小学生の意見を読んで、この漢字小委員会で意見を言うのが何か恐ろしくなるような思いも持ちました。ですけれども、今の訓の話なんです、やはり漢字の意味を理解するには音訓がセットの方が確かに分かりやすい。それはあるので、そこにはもちろん異論はないんです。しかし、意見を寄せている小学生を基準に考えてしまうと、これはとんでもないことになると思うんです。どちらかと言うと、やっぱり訓読みの漢字の方が子供たちの習得にとっては案外難しいという現実があるのではないかなというふうに感じています。

今年度文部科学省が実施した教育課程の学習状況調査の中で、「補（おぎなう）」という漢字の書き取り、書く方なんですけれども、平均の習得が確か50%台、54%ぐらいです。普通の熟語の読みはほとんど90%台に達しているんですけども、「補（おぎなう）」という本当によく使われる漢字の書きがやっぱり半数ちょっと、60%に満たないということがあの調査で出ていて、ある区の中学3年生に同じ字が学力調査の漢字のテストで出ていて、やっぱりそのくらい結果なんです。

ということから考えても、やはりここに出ている意見として出されている、漢字の訓、訓読みをできるだけ増やしていくという方向ではなくて、先ほど阿辻委員がおっしゃったような、幾つか、「想（おもう）」や「辛（つらい）」というのは確かに使うかもしれないんですけども、この「想」を書くのか、「思」を書くのか、その使い分けを今後きちっと確認していかないと、習得には結び付いていかないとします。やっぱり絞り込んで幾つかの漢字については、音訓のセットを考慮していただいてもいいのかなと思っています。

○阿辻委員

念のためにお伺いしたいんですが、今例に挙げられた「おぎなう」というのは、平仮名を漢字に直せという問題でしょうか。

○松村委員

そうです。

○阿辻委員

そうしますと、直したときに、示偏と、衣偏の間違いはバツになりますね。

○松村委員

はい。

○阿辻委員

送り仮名も正答，誤答の対象になりますね，「な」を補うかどうかですが…。

○松村委員

いや，書きの問題だから，その漢字，「補」が書ければいいわけです。

○阿辻委員

送り仮名は，初めから付いているんですか。

○松村委員

はい。

○阿辻委員

「書けるか」ということになると，今のパーセンテージに少し，示偏と，衣偏の違いと
いうのをやっぱり考えるべきだという気がいたします。

もう一つは，「補」という漢字を読めるという能力は，かなり高いのではないかという
気がしています。ですから，「書けない」ということと「読めない」ということは，分け
て考えるべきだと思います。

○林副主査

一つだけ確認させていただきたいと思います。これまで試案の前文にありますような，
こういう基準で字種や音訓を選考してきておきまして，1回目の意見募集，それから今回
2回目の意見募集をしているわけでございます。

今いろいろ御意見が出てまいりましたけれども，その音訓の選考基準にさかのぼって，
議論し直すということは適当ではありません。だから，ただ今のような御意見を伺った上
で個別の御意見に対してどういうふうに対応していくか，そういうふうこれから議論
は進んでいくものと思いますので，その点は御確認をお願いをしておきたいと思いま

○武元委員

最初に申し上げましたのは，「新しく採用する漢字については」という限定で申し上げ
たつもりでございます。既に従来から常用漢字に対して音訓が多少追加されてはおります
けれども，それ以外について，ここに出ている幾つかの追加要望とかありますけれども，
原則的に言えば，そこまでやっけてしまいますと，今既に漢字を学習している子供たちに，
また追加をして混乱を招くという事態になるんじゃないかと思っておりますので，原則的には，
今おっしゃった考え方で良いのではないかと思います。

○前田主査

いろいろ意見が出ましたけれども，先に進んでよろしいでしょうか。

音訓として追加すべきものについて御意見を頂きました。今度は音訓として削除すべき

ものについて御意見がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

○阿辻委員

配布資料3の3ページに幾つかの漢字の削除を要求する御意見が出ていますが、うちの幾つかは都道府県名限定の訓が挙げられておまして、例えば、愛媛の「媛（ひめ）」であるとか、茨城の「茨（いばら）」というようなものを削除しろということは、これは、要するに都道府県名の原則と抵触するわけですから、こういうものはあらかじめ除外し、考慮の対象とする必要はないと思います。

○前田主査

そのほかに何かございましょうか。よろしいでしょうか。

先ほど既に出ていた中では、全体的に訓を増やすべきだという考え方に対し、そうはしない方がいいという考え方も出たわけです。それについて何か御意見ございましょうか。具体的には、訓のみ、訓中心の字は追加しない方がいいという考え方がありました。これについては何か御意見ございましょうか。

○金武委員

これは最初の段階でそういう同意がなされているような気がいたしますので、基本的にはその原則でやっていただきたいと思います。ただ、よほど通用しているもの、漢字書きが一般的なものは別です。

○阿辻委員

これもまた漢字ワーキンググループで考えるときの、あらかじめよりどころとして把握させていただきたいことです。配布資料3の3ページの57番、58番です。前回の議事録によれば松村委員からの御意見があったようではありますが、この描写の「描」に「かく」という訓を入れるか入れないかは賛否両論あるだろうと思うんです。削れという御意見は、書物の「書」との使い分けということだろうと思います。しかし、例えば「油絵を描く」とか「地図を描く」とかというようなときには、書物の「書」を使うというのは私は余りうれしくない使い方なので、私個人としては描写の「描」という字を使います。使い分けの説明はできるつもりでおりますので、入れるべきだと個人的には思っています。

その辺りで全体の御意向と言うんでしょうか、どう考えたらいいのか、ガイドラインを作るのは難しいでしょうけれども、少し御意見を伺えればと思います。

○金武委員

新聞が実際に使っておりますので、ちょっと言いにくいんですけども、今使っている限りで言えば、おっしゃったように、字を書くときに「描く」というのは使わないので、絵を描くときはこの字、「描」の方を使うと使い分けことができます。それに「かく」という訓を追加しても、使い分けに不便はないだろうと思います。

ただ、使い分けが非常に難しい、先ほどの「想」に、もし「おもう」という訓を入れた場合は、「思」との使い分けが難しいし、それから、既に入っておりますけれども、ここにありますように「他」に「ほか」の訓を追加しましたが、「外」との使い分けが一応は出されておりますけれども、難しいと思います。「ほか」というのは、平仮名書きで書くことが多いので、私は個人的には、この削除の意見に賛成です。

○足立委員

私は、阿辻委員の意見に賛成です。文字を書く人の、その文字、書体を書くときにどういう意味合いで書くのかということ尊重していくべきだろうと思っています。

いつも言っているように、それぞれに語源があり、意味があるわけですから、その時によって「かく」という字にしても、絵を描くのか、書を書くのかということで書き方が変わってくるわけです。それは、書き手がどういう思いで書くのかということに任せなきゃいけない部分がたくさんあるわけです。私は、書き手にたくさん残しておいた方がいいと思います。後は読み手に任せるといふ、そういうことも、私は必要だと、画一的でなくて任せる必要があるんじゃないかなというふうに思います。できるだけたくさん残した方がいいと思います。

○阿辻委員

今の足立委員の御意見は、例えば絵画、画家の「画」、それも「かく」と読ませろというふうにも、取りようによっては取れるんですが、そのような御意見ですか。

○足立委員

はい、絵を描くときには、それを書いてもいいと思います。

○阿辻委員

現行の常用漢字表には、画家の「画」には「かく」という訓は入っていないんですけれども、そこまで包括すると、ちょっと現行の表も見直すということになりますね。

○松村委員

前回、私が申し上げたのは、この「描（えが）く」に「かく」という読みを当てるのにどういう方向があるんだろうと思ったので、意識調査に加えてほしいという流れの中でのことなんです。実際には「絵をかく」ときに「書」を書くと、やっぱりおかしいと思うんですね。それから、「絵かきさん」というときに「書」を当てるかなという思いがあるので、「描」に「かく」を当てるのに反対ということではないんです。ただ、迷いがあります。実際に、「描く」と書かれたこの字を、読み手として読むときに「えがく」と読むのか「かく」と読むのかというのは、先ほどのおっしゃり方だと読み手の判断ということになるわけですね。そうすると、「えがく」という読み方は、どういう位置付けになるんでしょうか。その辺がちょっと分からないんです。そうすると、「絵を描く」と、「描」という字を当てると、ほとんどの人は絵を「かく」と読みますよね。「えがく」という読みがこの漢字で生きる場面というのは、どういう場面が考えられるんでしょうか。そこが、ちょっと疑問なんです。

○阿辻委員

「青写真を描（えが）く」というときには、「描（か）く」とは読まないのではないですか。地図の場合には、「かく」と「えがく」と、二通り可能かもしれませんが、「ビジョンを描（えが）く」とか、実際にペイントするという動詞でない場合には、「描（えが）く」という使い方は大いにあり得るのではないかと思います。そこは、使う側、読む側のリテラシーの問題だろうと思います。

○前田主査

「かく」と「えがく」との語感の違いというようなこともありましょね。

○金武委員

同じ漢字を当ててどう読むか分からない、本人に聞かないと分からないものはほかにもありまして、「私（わたし）」を追加したときも「わたし」か「わたくし」かということはちょっと本人じゃないと分からないんじゃないかと思います。しかし、現行の常用漢字表でも「脅かす（＝おびやかす，おどかす）」というのが同じ「脅」という字に入っていて、こういう例もあるからということで追加したと思います。どうしても「えがく」と読ませたかったら平仮名で書くとか，ルビを付けるとかということもあり得ます。「わたくし」もそうなんでしょうけれども，そういうことで，実際に二つ以上一般的に使われている読みというものは，どちらを使うか分からないにしても，あってもいいんじゃないかという気はします。

ただ、「画」に「かく」という読みを付け加えるとか，「想」に「おもう」を付け加えるということについては，常用漢字表が公用文や一般の新聞・雑誌の目安ということで限定されておりまして，個人個人の創作や，記述を束縛するものではないということになっていきますから，小説その他で「画」に「かく」，「想」に「おもう」という読み方を使うのは全く自由ですので，常用漢字表の音訓に入れるほどではないと思っております。

○前田主査

そのほか音訓関係の問題につきまして，何か御意見のある方はございましょうか。

○林副主査

御意見を伺っていて，やはりこういうふうな傾向があるのかなと思うんですね。多分その中で，ただ今のような御意見がちょうだいできたのかなと思っております。情報機器を使うようになりまして，漢字を多用化する傾向があるというのは，これは実感的にもそのとおりだと思いますが，これは字種に限らないんです。書けない，知らない字まで情報機器を使えば使えるようになったというだけじゃなくて，実は字の使い方，つまり音訓なんかについても今までとは違う，いろいろな使い方ができるようになってきています。そういう中で，例えば今のような問題が出てくるといたしますと，そうすると，やはり一定の範囲内でそういう自由を確保しながら，教育の面でも，もちろん習得の面でも難解にならないようにという，そういう線を個別具体的に判断していかなきゃいけないという非常に難解な問題を処理しなければいけない，今そういうところに来ているということで，本日伺った御意見は一つ一つ受け止めて，原案に結び付けたいと思います。

○濱田委員

寄せられた意見に一つ一つ丁寧に対応していこうという漢字小委員会の趣旨はよく理解できます。けれども，例えば1回目の時は，都道府県名で追加した字は要らないと言った人が7人いたと思うんです。全部の字について7だったと思います。記憶はちょっと正確ではありません。今度は一人が書いておられるということでいいのでしょうか。これ一つしか挙げていないということは，一人で複数書いたものは分けたという意味ですか。

○氏原主任国語調査官

例えば配布資料3の3ページ，70番と73番を御覧ください。70番の方は29歳，福岡県，自営業で，「阪（さか）」の削除という要望ですが，73番も同じ方ですね。ですから同じ方

が10字挙げていれば、それを10項目の要望として、別個に挙げています。

○濱田委員

分かりました。ただ、この漢字小委員会で都道府県名までは入れるという考え方が合意になっていたと思うんです。ですから、改めてこれをどうするという議論は、もういいんじゃないかと思います。

○金武委員

今に関連しまして、要するにここの削除という御意見は、都道府県名に使うのは構わない、それはいいんだけど、都道府県のみ用いる音訓は掲げずとあっても、掲げてあったり、何か不統一じゃないかという意見も入っています。この掲げ方のことを言っているんじゃないでしょうか。ですから、例えば大阪の「阪」で言えば、訓の欄に「さか」は要らないんじゃないかという、そういう御意見だと思います。

○林副主査

そういうことだと思います。そういう具体的で技術的という言い方が適切かどうか分かりませんが、そういうものにつきまして、全部整理した形で最終原案としてここで御判断いただくということにさせていただくのが効率的かと思います。

○前田主査

それでは、次に字体関係について御意見を頂きたいと思います。最初に、表の示し方について、「許容字体」の挙げ方ですね、これについては何かございましょうか。

○金武委員

「許容字体」というのは、後の方の「4」の問題ですか。

○前田主査

今のことについては、事務局からお願いできますか。

○氏原主任国語調査官

分かりました。配布資料3の6ページ135番を御覧ください。先ほど御説明申し上げた時にもちょっと触れたんですが、15歳の中学生の意見ということで、「許容字体は漢字欄に掲げず備考欄のみに示す」とあります。理由は「漢字欄がごちゃついて、肝腎の通用字体が埋没して見にくい。漢字欄は通用字体といわゆる康熙字典体のみを示すべき」となっています。1次試案から2次試案になって、この部分を変えたわけですね。1次試案では、許容字体というのは備考欄に小さく挙がっているだけだった。それを2次試案で、漢字欄に持ってきて角括弧を付して並べたわけです。そのように変更した、その変更に対して、問題だという指摘です。今回の意見募集で一番何を聞きたいかというのは、正にこういう意見なわけです。1次試案から2次試案になるについていろいろ変えた。変えたんだけど、その変えたことに対してどういうふうに考えるかということを知りたいわけですね。135番の意見では、1次試案のように、備考欄に小さく書いておいた方が肝腎の通用字体が埋没しないで見やすいということですが、それに対して、2次試案で変えたように、今の形の方がいいんだということを確認すればいいのか、あるいはこのような意見もあるからということで改めて検討することにした方がいいのか、その辺りについての御意見を頂き

たいというのが漢字ワーキンググループからのお願いです。

○金武委員

よく分かりました。こういう御意見がここに出ているというのは確かですけれども、私
の見た限りでは複数のと言いますか、かなりの部分で同じ大きさにして本欄に入ったのは
一歩前進であるという御意見もありました。

もう一つは、むしろ許容字体を2点しんにゆうの方にして、1点しんにゆうを括弧の外
に出せという意見も幾つかありますので、今回の修正案は一歩前進であり、前に戻すのは
反対です。

○前田主査

この件についてはほかにございませんか。(→ 挙手なし。)

ないようですので、次に、「叱(しかる)」という字の字体につきまして、先ほど事務局
から「表外漢字字体表」の時の議論の経過なども踏まえて御説明いただいたわけですが、
これについて何か御意見はございましょうか。

○金武委員

この問題については、昨年6月に富士通など専門家を招いて漢字小委員会で懇談会を開
いたときに、富士通の方が確かおっしゃったと思ひまして、私はそれについて質問をした
んです。ここにもありますように、この「叱」と「頰」と「塙」と「剝」については携帯
電話やWindowsXP搭載のパソコンなどにおいては印刷標準字体が出ない。これをVistaなど
のパソコンから印刷標準字体で送ると、文字化けを生ずるということをおっしゃっていま
した。それで、業界にとってはこの4字に関して言えばこの略字体と言いますか、J I S
の、前の0208ですね、こちらを試案の字体に採用していただいた方が有り難いわけです。
しかし、それを要望しなかったのは、この4字だけをというのはメーカーのエゴと取られ
るので、要望しなかったというようなことをおっしゃっていました。

それはそれでいいんですが、今回業界というより、こういう情報機器関係に詳しい方か
ら幾つもの、この4文字について情報交換が非常に不便になるというか、まずいので、やは
りこれは略字体の方を掲げるか、少なくとも許容字体にしてもらいたいという意見が出て
いるわけです。

一方、そういうことと関係なしに今回もまた、掲出字体について、新しく追加した字は
常用漢字体にそろえろとか、1点しんにゆうにそろえろとか、たくさんこういう意見が出
ております。その中には当然この「頰」と「塙」と「剝」も、携帯で出る方は常用漢字体
ですから、この点については情報関係の方と一般の字体を統一せよという意見が一致して
いるわけですね。利害が一致していると言えます。だから、これを採用してもほとんど問
題がないと言いますか、どちらも納得できる。しかも、「叱」は、常用漢字体とは特別に
共通するものはないかもしれませんが、それ以外の3字については、ちょうど今、
簡易慣用字体で採用しているものとの字体の整合性も取れます。そういう点で、私はこの
意見を入れて本表に併記するなど、情報機器での交換に混乱が起きないように配慮すべき
ではないかと思っております。

○林副主査

委員の皆さんはもう十分お分かりかもしれないんですけども、念のために申します。
この「叱」という字がこのお手元の「改定常用漢字表」に関する試案」でどう扱われて

いるかということ、ここからちょっともう一度御覧いただきたいと思います。

55ページをお出しくささいませ。先ほど氏原主任国語調査官から御説明があつたとおりでございますが、漢数字の「七」の下に、「叱」という漢字が出てまいりまして、この字体は漢数字の「七」の形を採っております。片仮名の「ヒ」が左に突き抜けたような形、さっき「カ」という音で説明しておられましたけれども、これは印刷字体としては挙げておりません。

じゃ、その字形がどうなっているかと申しますと、これは筆写字形との関係で説明しておりますが、その説明は括弧付きのページの20ページです。グリーンの紙がありますが、その2、3ページ前です。括弧付きの20ページの上の方に、こういうふうに書いてございます。これは、要するに筆写の楷書ではいろいろな書き方があるものとして、字形のバリエーションを挙げていると、これだけでございます。

今、金武委員がおっしゃったほかの3字はどうなっているかと言いますと、そのグリーンの紙の次に、「表の見方」というのがありますが、「表の見方」の2ページ目、この下の方で、触れております。掲出字体のこれらの字体に対するこういう字体については、それしか用いることができない場合については、「当該の字体の使用を妨げるものではない」、それを使っても一向に差し支えないと、そういう書き方でございます。ここには「叱」という字が入っていない。しかし一方、現在の情報機器では、この「口+七」の方を使った「叱」ではない「口+ヒ」がよく出てくるので、印刷字体の許容字体としても入れてほしいという意見がかなりあつたわけで、それについての、金武委員の御意見でございます。

この辺りについては、ほかの委員についてもいろいろ御意見がおありでしたら、それを是非お聞きしておきたいということでございます。

○前田主査

中国の漢字としてはそれらの二つの間に区別があつたりするわけですから書体としてと言うか、手で書く場合の問題もあつて、その間では比較的緩やかに通用してきた。現在のこういうような字体表としてはどうかということがあつたわけで、これは「表外漢字字体表」の時に、先ほど御説明があつたように決めてきたわけですがけれども、今回改めてそのことについて問題にしているということです。

○納屋委員

先ほど御説明があつたとおりだと私は思っているんです。「表外漢字字体表」の段階での決定というとなつてはすけれども、そこで見定めをなさつていらつしやつていて、この「叱（口+ヒ）」の方が現状で多くなつていくという、そういう御指摘なんですよね。だけど、施策の方向性として「表外漢字字体表」が出されていく、そこに向けて今動いている途上であるという位置付けを理解しますと、試案はその方向性を持っている、私はそれでいいと思うんです。だから、「叱（口+七）」と書いた方がいい、これをきちんと出しておく方が正しい方向性ではないかなと思います。

○金武委員

意見を寄せていらつしやる方の、「しかる」を印刷標準字体じゃない形の方にしてくれという御意見は、要するに、今これが印刷標準字体で入っているパソコンから携帯などに「叱（口+七）」という字を打つた場合にそれが出てこない、これは情報交換上は非常に困ると、そういうことを憂慮していらつしやるんだと思います。

したがつて、やはりこれは、そういう文字化けが生ずるようなものは何とかしなければ

いけない、特に情報機器等に関係があるわけですから、と思います。

○林副主査

この御意見は、特に情報系の方から多かったですね。

○前田主査

このことについては、今、両方の考え方が出ているわけですが、なお検討させていただきたいと思います。それで、今のところでも筆写字形と関連していろいろ問題が出ているわけですが、その辺につきましては何か御意見がございましょうか。

○金武委員

筆写字形についての説明をもう少しきちんとしてほしいという御意見が幾つかあって、それはもっともだと思います。特に筆写字形が、それに準じて作られる教科書体とか楷書体に及ぶものかどうかということ、はっきりさせてほしいという御意見がありました。それに関連して、もっと言えば、教科書体もしくは楷書体を本表に併記してほしい、そうすれば非常に分かりやすいのではないかという御意見もありました。

つまり、今回のパブリックコメントでも、字体を常用形に統一せよという意見は依然として多いわけです。これは、試案の字体説明、印刷標準字体を採用した4項目の理由について、多くの人たちは納得していないということを示していると思います。

そこで新聞協会でも今回の意見書では、字体の不統一について分かりやすい説明が不可欠だということを要望したわけです。その一つとして、今のような教科書体の提示とか、それから筆記体との関係をもう少しはっきり分かりやすくさせるというようなことが必要なんじゃないかと思います。前から言っておりますけれども、相当この筆記体については詳しい説明がされて良くなっていると思いますが、ただ、「*」印が本表に付いているのをページを戻して、また見るというような煩わしさがあるので、それであれば「*」印が付いているものの少なくとも教科書体と言うか、筆記体を本表に掲げた方がずっと分かりやすいんじゃないかと、そういう意見が出ておりますので、私はそれに賛成します。

○前田主査

今の点は、ここの項だけに関係することではなくて、むしろ筆写体と教科書体、その辺りのところの問題がかかわってくるわけです。それで、そちらの方面からも併せて御意見を頂ければと思うんです。

具体的には、例えばハネの問題なんかですね。そういった御意見なども、ここには寄せられているわけです。そのことも含んでお考えいただき、御意見を頂ければと思います。

○林副主査

今の金武委員のことに関連して、背景を申し上げておいた方がいいかなと思います。

『国語関係答申・建議集』の「当用漢字字体表」というのをちょっと御覧いただければと思うのです。「当用漢字表」は昭和21年に出ました。これは字種だけです。その翌年、「当用漢字別表」とそれから「当用漢字音訓表」ができて、またその次の年に「当用漢字字体表」というのが出ております。一遍に出なかったんですね。それで、その「当用漢字字体表」、冊子の48ページをちょっと見ていただきますと、これは印刷字体を基本にしているんですね。この前書きのところで「当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したものである」と。備考の最初ですけれども、「この表は、当用漢字表の配列に従い、

字体は、活字字体のもとになる形で示した」とあります。それで、じゃ筆写字体との関係はどうなっているのかと言いますと、その後その関係がいろいろと説明されております。例えば49ページから50ページに掛けて説明されております。

「常用漢字表」になって、ではどうなったかと言うと、こちらの『国語関係訓令・告示集』ですけれども、これを見るとやはり基本は活字字体で示す、最初から明朝体で示すという形に変えました。ですから、活字字体で一貫して示され、漢字表が作られてきているということです。それで、筆写との関係については「常用漢字表」のところに、筆写字形との関係が書いてあります。これは冊子の…。

○氏原主任国語調査官

22ページです。

○林副主査

22ページを御覧ください。これを見ますと、ずっと当用漢字字体表より手厚くなってきています。活字と筆写との関係が、非常に丁寧に細やかになってきています。今回頂いている御意見は、更にそういう点をもう少し詳しく丁寧にするというものが目立ったと思うんです。ただ、全部この表に手書きの字までくっ付けてということになりますと、いろいろ根本的な問題がございまして、と申しますのは、これは全部書けるようにという表ではございませんので、それはまたちょっと別のこととして、ここまでの議論を踏まえてこれから最終案を固めていこうということで申しますと、今の金武委員の御意見はそういう線に従った御意見と言いますか、そういう方向での御意見として更に検討させていただくということになると思います。念のために、これまでの背景を申し上げました。

基本は大体、活字を基本にして、手書き字形はその解説の方で、その活字体との関係でずっと当用漢字字体表の時から一貫してやってきている。だんだん手書きとの関係は詳しく丁寧に親切になってきているということだけ、御確認いただきたいと思います。

○金武委員

今、林副主査がおっしゃったとおりです。ただ、常用漢字までは字体が筆記体と大きな違いはなかった。ところが、今回は筆記体と大きな違いのある字が明朝体としてたくさん入っているということで、国民にとまどいがあると思いますので、そのところはちょっと配慮が必要じゃないかと、そういうふうに思っております。

○林副主査

高木委員、配布資料3の9ページの194番に「筆写の楷書との関係の「はね・とめ」に手編を追加」というのがあります。これは、手偏ははねてもはねなくてもいいじゃないかという御意見ですが、これについてはどういうふうにお考えになりますか。まだ最初は自由な意見交換の場ですので、ざっくばらんに感じているところをお話してください。

○高木委員

学校教育の中では、中学段階で行書というのが書写で入ってきます。それは早く書くということがありまして、手偏の場合にはつながっていきまして、それがはねに関係する。木偏は、はねてもはねなくてもいいということを言っているんですが、手偏の場合には、今多くの場合、小学校でもはねるという指導をしているところが多いと思います。

この「とめ・はね」は、今出てきた筆写の問題とかなり関係しておりまして、学校教育

では、ちょっとこれは年代が定かではないんですが、昭和50年代ぐらいに作られた教科書で、いわゆる教科書体という活字を独自に開発した出版社がございまして、これは、武元委員の方が詳しいかと思うんですが、それでかなり学校教育の中に手書きの文字と同じような活字体を使っていくという傾向が出て、「とめ・はね」の問題は、その時点からかなり先生たちに意識されるようになりました。

もう少し申し上げますと、やっぱり学校の先生はまじめですので、字体をきちんと教えたいという意識もありますので、どうしてもこういうことが出てきますと、点・止め・はねの問題が出てくるなと思っています。どちらがいいという問題よりも、学校教育の方から言うと指導としてはぶれない指導が一番しやすいものですから、教科書体になった時点から、この問題についてはきちんと指導しているというのが現状だと思っております。

○林副主査

ありがとうございました。ちょっと不意打ちを食らわせて大変恐縮でございました。

○邑上委員

今申し上げていただいたとおり、教科書体に基づく指導を丁寧にするのが現場でございまして、恥ずかしながらここにいろいろ細かく、こんなに丁寧に書かれていることにまで及ばないで、教科書体を大事にするという指導をほとんどのところがしております。その現状から、どうしてもバツというような指導を行ってしまいます。

それは指導の問題かと思われませんが、この194番の高校の先生が意見の中でおっしゃっている、今「とめ・はね」が随分いろいろ世間でも注目されておりますけれども、手偏をここに付記してもいいんじゃないかというような御意見だとしたら、今の行書との関係で、そのような配慮をしていただくと、ここに根拠があるからそんなに厳しくこれを指導しないでいいんだよということで、現場ではやりやすいのかなと思っております。

○林副主査

試案の24ページには、木偏とかは入っているんですが、手偏は入っていないですね。

○阿辻委員

私は、この問題はよく知らなくて無理解なこともございますんですが、問題の根源は、先ほど林副主査が示されました「当用漢字字体表」が根源にありまして、『国語関係答申・建議集』のページでは51ページ、52ページ辺りを御覧いただければと思います。

これは官報に掲載された段階では、元来はこれは手書きの謄写版印刷だったんですね。この形で活字を設計しなさいという意味で示されたものであって、もともと本来は非常に見にくいものであったということを年配の方から聞いたことがございます。これを御覧いただきますと、手偏の部分は52ページの一番上の辺りに出てきておりまして、これは大変小さい印刷ですが、はねているように見えます。しばらく下に行きますと、木偏の部分が出てまいりまして、木偏ははねてはおりません。これが要するに当用漢字に選ばれた字種に対する活字設計のスタンダードですから、各活字を作る会社は、これに基づいて活字を作るので、手偏ははねる、木偏ははねないという形で明朝体は設計されているわけです。

これの前の戦前までにはこのような規範というのはありませんから、ここには『明朝体活字字形一覧』という資料が出ておりますけれども、これを御覧いただくと、お分かりのように、私は以前環境の「環」という字を取り上げて調べたことがあるんですが、環境の「環」は戦前の字形では下の「衣」ははねております。ところが、これは詳しく調べては

いませんが、「当用漢字字体表」でははねてはおりません。現在、環境の「環」は、下をはねるとバツにされるというケースが実際に起こっています。

はねる・はねないというのは、要するにこの「当用漢字字体表」に基づいて活字が設計されただけの話でありまして、書道字典なんかを繰っていただくとお分かりでしょうけれども、唐代や宋代、あるいは明、清の書道作品なんて、はねる・はねないが混在することは一目瞭然であります。

ここは学校教育のことを取り上げる場ではないことは重々承知しておりますけれども、手書き字形と活字の形の問題で、はねる・はねないということに深入りしていきますと、議論が収まらないと思います。手偏を止めて掲げることに対して、果たして本当に教育界が反対しないかということについては、私はこの「当用漢字字体表」の記述に基づけば、大いなる反対が出てくる可能性があるだろうと思います。

○笹原委員

この手書きと、活字字形ということで、試案だと18ページ以降に具体的に書かれているわけです。手書きとの関係は重要だということなので、ここでちょっと確認しておきたいんですけども、20ページの3番以降、「筆写の楷書では、筆写字形の習慣に従って書くことがあるもの」とあって、「とめ・はね」を超えたような字形の差がある。これは、いわゆる字体の差を超えるものが相当含まれているわけですし、こういうものがいろいろなことに影響していく可能性はあると思っていますんですけども、18ページに掲げられているゴシック体の2の部分、これは、どうも字体としては差がないものを以下に示すというような説明が、その冒頭の7行ほどでなされているように見えるので、明朝体で書かれている「筆写の楷書では」というところの「3」、20ページのところまで何か掛かってしまうようにも読めるように感じられるところがあります。場合によっては20ページ以降には一言、字形の差ではなくて骨組みとしての字体の差であるということに触れた方がいいのかなという気はしております。

○前田主査

手書きの問題などでなくとも、字体にかかわる問題につきまして、そのほか何かございましたらおっしゃっていただければと思います。

○金武委員

先ほどの問題、文字化けを起こすという4字以外にも、情報機器関係の方からの提案で大体二十数字、直接的な文字化けではないけれども、2点しんにゅうの機器で打てば携帯では1点しんにゅうになってしまうとかいう、そういうように正確に反映されない字種があるので、これはすべて許容字体として本表に入れてほしいという御意見が幾つかありますけれども、私もできればそういうふうには許容字体を増やした方が分かりやすいのではないかと思います。

○阿辻委員

携帯電話の文字コードが永遠に不変であれば、文字化けは起こると思います。携帯電話の文字コードのバージョンが、20年、30年たっていく中で、現状のままであるかどうかは見極めの付かない問題でありまして、既にアップル社は対応していると聞いていますし、携帯電話の文字を表示するシステムがパソコンと同じ形になっていけば、今おっしゃった問題は解決されますということです。

○金武委員

おっしゃるとおりですが、20年、30年後には、また常用漢字表も変わる可能性もありますし、「表外漢字字体表」やJ I S規格も永遠に変えられないものではありませんので、20年、30年はちょっと長いんじゃないかと思うんです。

○阿辻委員

5年、10年かもしれません。

○金武委員

現在は残念ながらと言いますか、この寄せられた意見の印刷文字は、ほとんど1点しんにゆうです。「これは2点しんにゆうだ」というような注を付けたりしています。ということは、携帯に限らず現在はパソコンでも、常用漢字体の略字体しか出ない機器が多いということを示しております。すぐ変わるならいいけれども、当分変わらないとすれば、これはやはり考えるべき問題ではないかと思えます。

○前田主査

「表外漢字字体表」が発表された時に、そのまま全体的に移っていくだろうと楽観的な見方をしていたんですが、どうもそうは行かないようで、すぐ変わった面もありますけれども、元の形のまま使っている面もあるわけです。今度の常用漢字表も同じようなことが起きるだろうと思えます。こういう形で決まれば、それに沿った形ですぐに変更してくださるといふところもあるでしょうし、すぐでなくても、それに従ってだんだん変わっていくんじゃないかというふうに思いますが、一面ではすぐ変わるところと、今10年、20年という話がありましたけれども、それだけ掛かるかもしれない。

しかし、こういう形で一つ決まれば、だんだんその方向になっていくんじゃないかと、それが少しでも早くなることを私は期待したいと思っております。そういう点で、見通しの問題といろんなことが絡んできますから、ちょっとなかなかそれは難しいところがあるんじゃないかと思えます。

○林副主査

この改定常用漢字表で「許容字体」として扱っているものは、「表外漢字字体表」との関係で許容と認めるものについてそういう表示をしております。ここに掲げてある字体以外の字が情報機器なんかで出てくるような場合については、その「表の見方」の最後のところで付記を付けて例示しております。

緑の紙の次、2ページの一番下のところ、「情報機器に搭載されている印刷文字字体の関係で、本表の掲出字体とは異なる字体」と、括弧の中に例示がございます。これは全部は挙げられないものですから「など」と書いてございます。これを全部挙げろということになると、確かに今、金武委員の御指摘の意見を私もよく覚えておりますけれども、それはちょっと大きくなり過ぎますので、ここでこういう扱いをしているのはそういう理由であるということだけちょっと御説明しておいて、今のような御指摘につきましては、また改めて最終提案を作る過程で検討してみたいと思えます。

○前田主査

だんだん時間が迫ってまいりましたが、ちょっと考え方で難しいところのある問題とし

まして、「海女」の問題があります。この「海」の「女」と書くのは、問題じゃないかという意見がありました。これについて何か御意見のある方はおられますか。

○林副主査

先ほど氏原主任国語調査官から御説明のあったものですが、配布資料3で申しますと、一番最後の314番です。

○濱田委員

テレビで時々そういう番組がありますね、男の人で潜っている人が…。あれは何というんですか。「あまさん」と言いますか。余り聞いたことがないが…。

○林副主査

難しいですね。

○阿辻委員

熟字訓というのは、先に漢字の表記があってそれをどう読むかということですね。海に潜ってアワビとかを採る女性を「海」の「女」と書いて、それを「あま」と読む。だからこそ、この付表に載っているわけです。今、潜ってアワビを採る男性を「海士」と書くかどうかです。「海」の「士」という言葉があって、それをどう読むかというのと、「海」の「女」と書かれている語を「あま」と読むのが男性差別だったら、全く議論がすれ違っていると思います。

○前田主査

こういうのが差別だと感ずるかどうかというところも、問題がありますね。

○林副主査

どうしても最後にはこういう非常に個別の問題になってまいります。付表にもいろいろこれまで検討を加えてきたわけですが、特にこの付表の関係することとしては、こういうコメントが非常に目立ったものですから、それで、ちょっとここで御意見を伺っているということでございます。無理に御意見をちょうだいしようとしているわけではありませんので、もし特段御意見がなければ、これもほかと併せて最終案に向けて検討させていただきたいと思います。

○前田主査

そういうことで、よろしいでしょうか。急のことですので、あるいは戸惑ったかもしれません。

そのほか、今日のテーマの範囲で何か御意見はございますか。

○高木委員

「その他」の件でよろしいでしょうか。

既に委員の皆様も御承知だとは思いますが、教育のことに关しまして、例えば中学校の学習指導要領にはこういう文言がございます。「小学校で使う学年別漢字配当表に示されている漢字に加え」、これは中学校1年生ですが、「その他の常用漢字のうち250字程度から300字程度までの漢字を読むこと」。それから、イとして「学年別漢字配当表の漢字のう

ち900字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。」というのが、中学校1年生です。国語は、1週間に4時間あります。4時間ある学校の授業の中で、これをしていく。それ以外に、話したり聞いたり作文を書いたり文章を読んだりということがあります。

同じく、ちょっと長くなりますが、中学校2年生では「第1学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字のうち300字程度から350字程度までの漢字を読むこと。」となっています。さらに3年生になりますと、「第2学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字の大体を読むこと。」ということで、1年生、2年生、たくさん読んだとしても650字、それ以外の大体が読めなくてはいけないというふうになりますし、高校入試の場合、常用漢字は読みで、すべて試験問題に出てきます。

さらに、高等学校に行きますと、前回は資料でちょっとありましたが、「常用漢字の読みに慣れ、主な常用漢字が書けるようになること。」ということで、今般190字ぐらいの字が増えてきて、高等学校の場合には、大学入試センター試験等でも常用漢字は書き取りの漢字として使っているということがあります。

そうなりますと、今回の意見の中でも教育との関係について漢字数の増加が負担になるという御意見が出ておりますし、実際の、特に私は中学校教育、新しい学習指導要領では1年生が1週間に4時間、2年生が4時間、3年生になりますと1週間に3時間しか国語の授業がありません。そういう中でこの漢字が増えるということは、学校教育に対してはかなり負担になるということを是非発言しておきたいと思えます。

○金武委員

今の読み書きその他のところで、能力調査を行うべきということで、前回、「国語に関する世論調査」を意識調査として行うということを事務局でおっしゃいました。それで、もし具体的に分かればお尋ねしたいんですが、まず、前回もちょっとはつきりしなかったけれども、その結果を答申に反映させるのかどうか、そういう時間があるのかどうかということと、196字のすべてを調査できるのかどうか、どういう形でおやりになるのかということです。

具体的に、196字を対象とした場合に、しかも6,000人に同じ問題をすべてやるわけには行かないと思いますので、具体的にどういう形でおやりになってどういう形で反映されるのかということがもし分かれば、お聞きしたいんです。

○前田主査

今のことは、前回も、ある程度御説明いただいたんですが、もう一度、事務局から説明していただけますか。

○氏原主任国語調査官

前回の説明と一部重なりますが、まず、196字の全部を調査できるのかというお尋ねですけれども、これはやはり一人の方に196字全部というのは無理だろうと思います。「国語に関する世論調査」というのは、平成7年からやっていますので、もう10年以上にわたって実施しているわけですが、調査の専門家からも、この手の質問を一人に聞くのはせいぜい5、60問だろうと言われていています。ですから、196字……それも196字といっても音と訓があるものなどもありますので、延べにするともっと増えるわけですね、それをすべて聞くことはできないので、複数の音訓があるものは、代表的な音か訓を選んで、どの音を採用するか訓を採用かというのは、漢字ワーキンググループでも見ていただいて、どれを聞くのが一番意味があるかというようなことを踏まえて、一つの字については1問という形、

簡単に言ってしまえば196問を聞こうと考えています。ただし、お一人に196字聞くのは、それ以外の問いもありますし、無理なので、調査対象の6,000名を、なるべく均質な集合になるように三つに分けて、それぞれ60問ぐらい聞くことにしたいと思っています。また、問いの数を減らすために、都道府県名用の追加字種はまとめて聞くことも考えています。

この前申し上げましたように、どういう問いで聞くのかとか、そういったことにつきましては、ある程度問いが固まった段階で、こういうふうな問いで聞きますということを、御参考までにお送りするつもりでおります。ですから具体的な問いはそこで見ていただくこととなります。

次に、それを審議にどう反映するのかという問題があるわけです。これにつきましてはかなり時間を掛けて、漢字ワーキンググループにも御相談申し上げてきたことです。もともとの選定方針があって、その方針は試案に書かれているとおりのわけで、それに従ってやった結果がこのような漢字表案として出てきているということですので、選定方法そのものに今から、この調査結果を入れるというのはおかしいだろうと考えました。ですけれども、これが改定常用漢字表として出ていけば、これまで表外漢字だったわけですから、ある面言えば、今、学校教育のことがちょっと話題に出ましたけれども、読めなくても当然なわけです。そういう字を教育する場もこれまではなかったわけですから。ただし、世の中ではよく使われているという実態があるわけです。

そういうことを考えていきますと、今回の調査の結果を見て、ある字をそのまま外すというわけにも行きません。完全な結果が出るのは時間が掛かりますので、速報値のようなものが出た段階で、こういうデータが出ていますということはこの漢字小委員会でお示しして、それについての意見交換をしていただく。調査結果というのは、今申し上げましたように字種の選定のための資料というよりは、新漢字表が世の中に出ていくに当たって、現在のところこの字については、意識調査の結果でもルビを振った方がいいという意見が多いとか、この字については読みにくいから仮名書きの方がいいというような意見が多いとかというところを見ていただき、各分野における漢字表の扱い方をお決めいただくときの参考資料になるものと考えております。

特にこういった字については、まだルビを振った方がいいとか、平仮名書きの方がいいとかというように、そういう字については、この資料を見ながら配慮していく、そういう資料として使うべきなんだろうと考えています。ただ、何か特別な数字が出てきて、もしここで皆さんそろってこれは大きな問題だというようなものが出来れば、そのときには当然議論の結果として、多少の手直しをする可能性はあるのだろうと考えております。

○阿辻委員

寄せられた意見の中で私個人が非難されておりますので、ここで弁明させていただこうと思います。

本日の配布資料3の8ページ、172番という御意見を御覧いただけますでしょうか。コメントは「携帯電話で追加のしんにゅう字は1点しか出ないので、朝日新聞で見た阿辻委員の論拠は成り立たない」。朝日新聞で連載していただきました「漢字の森へ」という記事の中でインタビューを受けまして、ここで述べたことは、「未来に向かって邁進する」の「邁進」を携帯電話で打つと、最初は2点しんにゅうで、後は1点しんにゅうになるということを描べました。そのとおりに記事は書いてくださっています。この記事で私が述べたかったことは、2点と1点の混在というのは随分前からあるのに、ほとんど社会で問題にならなかつたのではないかということ、を、「邁進」という言葉を例に私はインタビューにお答えを致しました。

「謙遜」の「遜」^{けんそん}と、もう一つは何でしたか、その追加の3文字は、携帯電話では1点しんにゅうで出ます。あれは表外字でありながらJIS第1水準に入っているから、1点しんにゅうになっているわけです。あの3文字は現在表外字です。そして、JISの文字コードでは第1水準に入っておりますので、携帯電話の文字コードでは1点しんにゅうで出ます。

私が申し上げているのは、「邁進」という言葉、あるいは「巡邏」^{じゅんら}という言葉を打ちますと、巡礼の「巡」は1点しんにゅうで、「邏」は2点しんにゅうになります。つまり、第1水準と第2水準の混在する熟語に関しては、1点と2点が混在するという現象がはるか前からあるということを、私は新聞で、今日傍聴に来ていらっしゃる朝日新聞の方に対して、インタビューを受けてお答えを致しました。

記事はそうように書いてくださっておりますが、今回追加の3文字が携帯電話では1点しか出ないのに、阿辻はあたかもそれが2点で出るようにというふうに、多分そのように意見を寄せた方はお読みになったんだろうと思いますが、それは誤解です。それは先ほど申しましたように、携帯電話の文字コードが変わることによって、この問題は大いに変動いたします。

○前田主査

時間がちょっと超過してまいりました。特に御質問がなければ、これで終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(→ 挙手なし。)

以上で協議は終わりにしたいと思いますが、本日の御意見の取扱いについては、前回に御確認いただいたとおり、前回の御意見と併せて漢字ワーキンググループで検討したいと考えています。その点、御了解いただきたいと思います。

本日は、時間が超過してしまいまして申し訳ございません。それでは、この会を終わりとさせていただきます。